

平成31年 第1回 福岡市選挙管理委員会

1月7日（月） 午前10時30分

## 議 題

### 1 議案

議案第1号 福岡市長選挙における選挙運動に関する収支報告書の  
要旨の公表について

### 2 報告事項

- ① 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示  
する証票の交付状況について
- ② 南区選挙管理委員会の委員長の就任及び委員長職務代理者の指定  
について
- ③ 南区における投票区の分割について
- ④ 漁業法等の一部改正等（海区漁業調整委員会の選出方法の変更）  
について

### 3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・平成31年1月22日（火） 午前10時30分
- ・平成31年2月5日（火） 午前10時30分
- ・平成31年2月21日（木） 午前10時30分



## 議案第 1 号

福岡市長選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について

平成30年11月18日執行の福岡市長選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のように公表する。

平成31年 1 月 7 日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

別紙のとおり

(理由)

公職選挙法第192条第1項の規定による。

(関係法令)

## ○公職選挙法

(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)

第189条 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第185条第1項各号に掲げる事項を記載した報告書を、前条第1項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し（同項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し）を添付して、次の各号の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に提出しなければならない。

- 一 当該選挙の期日の公示又は告示の日前まで、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内に
  - 二 前号の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に
- 2 前項の報告書の様式は、総務省令で定める。
  - 3 第1項の報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

(報告書の公表、保存及び閲覧)

第192条 第189条の規定による報告書を受理したときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。

- 2 前項の規定による公表は、中央選挙管理会にあつては官報により、参議院合同選挙区選挙管理委員会にあつては各合同選挙区都道府県の公報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により、市町村の選挙管理委員会にあつてはそのあらかじめ告示をもつて定めたところの周知させやすい方法によつて行う。
- 3 第189条の規定による報告書は、当該報告書を受理した選挙管理委員会、参議院合同選

挙区選挙管理委員会又は中央選挙管理会において、受理した日から3年間、保存しなければならない。

- 4 何人も、前項の期間内においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

## ○公職選挙法施行規則

（要旨の公表の様式）

第24条 前条の規定によつて提出された報告書の要旨を法第192条第1項及び第2項の規定によつて公表する場合は、別記第32号様式に準じてしなければならない。

第32号様式（報告書の要旨の公表の様式）

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成何年何月何日執行 何選挙（何選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する

支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

円

3 報告書の要旨

候補者氏名	候補者届出政党、 参议院名簿届出政 党等又は所属党派	期間 何月何日から 何月何日まで	第何回分
出納責任者氏名			

収 入

主たる寄附

(氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	
何 某 何	何 何	何 何	円
何 某 何	何 何	何 何	

その他の寄附 何件 何

その他の収入

今回計 何

前回計 何

総 計 何

支 出

人件費 円

家屋費

選挙事務所費

集会会場費

通信費

交通費

印刷費

広告費

文具費

食糧費

休泊費

雑 費

今回計

前回計

総 計

支出のうち公 費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	計	円

報告書受理年月日	平成何年何月何日	第何回報告分
----------	----------	--------

備考

- 1 各候補者の記載の順序は、参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては「あいうえお」順とし、参議院比例代表選出議員の選挙においては参議院名簿届出政党等毎に「あいうえお」順とする。
- 2 「候補者届出政党、参議院名簿届出政党等又は所属党派」の欄には、衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、法第86条第1項の規定による届出があつたときは候補者届出政党の名称を、同条第2項又は第3項の規定による届出があつたときは候補者の所属する党派名を記載するものとし、参議院比例代表選出議員の選挙においては、参議院名簿届出政党等の名称を記載するものとし、その他の選挙（衆議院比例代表選出議員の選挙を除く。）においては、公職の候補者の所属する党派名を記載するものとする。
- 3 「主たる寄附」の欄には、寄附のうち寄附者別の寄附額が衆議院小選挙区選出議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙にあつては3万円以上のもの、その他の選挙にあつては1万円を超えるものについて記載するものとし、「その他の寄附」の欄には、これらの寄附以外の寄附について、その総計を何件 何円と一括記載するものとする。
- 4 専ら在外選挙人の投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出については、支出の各欄ごとに外書として括弧を付して記載するものとする。

## 報告事項 1

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

平成34年（2022年）6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

### 記

#### 交付数

##### 1 市議会議員選挙

- |           |                |
|-----------|----------------|
| (1) 候補者等用 | 4人（全交付数 74人）   |
| (2) 後援団体用 | 4団体（全交付数 74団体） |

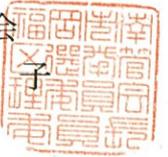
##### 2 市長選挙

- |           |               |
|-----------|---------------|
| (1) 候補者等用 | 0人（全交付数 1人）   |
| (2) 後援団体用 | 0団体（全交付数 1団体） |

福岡市長  
福岡市議会議長  
福岡市・区選挙管理委員会委員長  
福岡県選挙管理委員会委員長

様

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮文子



福岡市南区選挙管理委員会委員長及び委員長職務代理者の  
就任について（通知）

この度、前委員長の退職にともない、次の者が新たに委員長及び委員長職務代理者に就任しましたので、お知らせします。

職名	氏名	就任年月日
委員長	小宮文子	平成30年12月20日
委員長職務代理者	大庭壽人	平成30年12月20日

### 報告事項 3

#### 南区における投票区の分割について

井尻投票区を分区し、井尻第一投票区と井尻第二投票区とするもの。

井尻第一投票区の投票所を井尻会館，井尻第二投票区の投票所を井尻四丁目会館とするよう地域からの要望が行われた。

これを受け，12月20日の南区選挙管理委員会において下記のとおり議決されたものである。

#### 記

##### 投票区域の分区内容

区分	投票区名	有権者数(人)	投票所	区 域
変更前	井尻	4,527人	井尻会館	井尻四丁目，井尻五丁目
変更後	<u>井尻第一</u>	<u>2,041人</u>	井尻会館	<u>井尻四丁目（1番の一部，2番から4番まで，17番から18番まで），井尻五丁目</u>
	<u>井尻第二</u>	<u>2,486人</u>	<u>井尻四丁目会館</u>	<u>井尻四丁目（井尻第一投票区に属する区域を除く。）</u>

(選挙人名簿登録者数は平成30年12月3日現在)

## 報告事項 4

30 水管第 2064 号  
平成 30 年 12 月 14 日

総務省自治行政局選挙部選挙課長 殿

水産庁資源管理部漁業調整課長

漁業法等の一部を改正する等の法律の公布に伴う海区漁業調整委員会の委員の選挙の取扱いについて

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）が本日公布されたことに伴い、同日以後、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「現行法」という。）の規定に基づく海区漁業調整委員会の委員の選挙（以下「選挙」という。）の取扱いが変更されます。

つきましては、下記事項について都道府県及び市町村の選挙管理委員会に周知いただくとともに、海区漁業調整委員会に関する業務の円滑な実施について、引き続き御協力のほどお願いいたします。

### 記

#### 1 改正法の内容

改正法により、海区漁業調整委員会の漁業者委員（漁業者又は漁業従事者の代表たる委員）の選任方法を見直し、従来選挙により選任する制度を廃止し、都道府県知事の任命により選任することとされたところです。

このため、改正後の漁業法においては、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）を準用する規定や、選挙管理委員会に係る事務に関する規定がありません。

#### 2 施行期日及び経過措置

改正法の施行日は、公布日から 2 年を超えない範囲内において政令で定める日とされておりますが（改正法附則第 1 条）、その経過措置として、

- ① 公布日以後は、選挙は行わない（改正法附則第 14 条第 1 項）
- ② 公布日以後は、海区漁業調整委員会の選挙人名簿を調製しない（改正法附則第 14 条第 2 項）

- ③ 委員の任期は、平成 33 年 3 月 31 日まで延長する（改正法附則第 15 条第 1 項）
- ④ 改正法の施行の際、現に在任する委員については、なお従前の例により在任する（改正法附則第 15 条第 2 項）

こととされており、①から③までの規定は公布の日から施行されます。

したがって、公布日以後は、委員に欠員を生じた場合の選挙に関する事務、毎年の選挙人名簿の調製に関する事務を行う必要はありません。

### 3 残存事務

選挙管理委員会の管理の下に実施された選挙により選出された委員の在任期間中は、これらの事務以外の、当該委員に対する解職請求に関する事務、解職請求のために必要となる海区漁業調整委員会の選挙人名簿についての据置き、縦覧に係る告示、縦覧期間内の異議申立てに基づく修正等に関する各種の事務等については、引き続き、選挙管理委員会で行う必要があります。

特に、選挙人名簿については、現行法第 89 条第 3 項から第 9 項までは適用され、選挙人名簿の据置義務が残る委員の任期満了までは、これらの規定に基づく事務を行う必要があります。

なお、現行法第 89 条第 2 項については「前項の場合において申請がないとき、又は申請に錯誤若しくは遺漏があるとき」と同条第 1 項の申請に係る規定であることから、当該規定に基づく選挙人名簿の調製は行いません。例えば、年齢が 18 歳に到達して選挙資格を得た場合でも、職権による選挙人名簿の調製は行いません。しかし、現行法第 94 条で準用する公職選挙法第 24 条第 1 項の異議の申出があった場合には、当該申出の手続きに基づいて選挙人名簿の修正が行われることとなります。

また、漁業者委員に欠員が生じた場合には、改正法附則第 15 条第 3 項に基づき都道府県知事が委員を選任することになります。

### 4 新たな制度への円滑な移行の協力について

改正後の漁業法においては、海区漁業調整委員会に関し選挙管理委員会が担う選挙事務はありませんが、新たな制度へと完全に移行するまでの間は、3 のとおり選挙管理委員会に必要な事務を行っていただくことになることから、制度の円滑な移行に向け、引き続き、御協力のほどよろしくお願いいたします。